

議案第 9 3 号

大口町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

大口町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、特別職の職員で常勤のものゝ給与に関して、国家公務員
の指定職に準じた給与改定を実施することに伴い、この条例の一部を改正するため
必要があるからである。

大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和36年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「期末手当基礎額に、」の次に「6月に支給する場合においては」を、「100分の167.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の172.5」を加える。

別表第2(2)外国旅行の場合の表備考1を次のように改める。

1 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区域の区分は、一般職の職員の例による。

第2条 大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の167.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

第1条関係

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第2 (第9条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国旅行の場合</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p><u>1 指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方の区域の区分は、一般職の職員の例による。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第2 (第9条関係)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 外国旅行の場合</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p><u>1 指定都市とは、町長が規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として町長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で町長が規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として町長が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で町長が規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)をいう。</u></p> <p>2 略</p>

第2条関係

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p>